

# 久御山町消防開発指導基準

久御山町消防開発指導基準の全部を改正する。

## 目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 消防水利（第6条～第8条）
- 第3章 消防活動上必要な事項（第9条～第11条）
- 第4章 雑則（第12条～第16条）
- 附則

## 第1章 総 則

### （目的）

第1条 この基準は、都市計画法に基づく開発行為の承認及び協議に関し、久御山町消防本部（以下「消防本部」という。）が防災上の観点から、消防水利の設置及び消防活動上必要な事項並びにその他の事項につき、指導を行うための必要な事項を定めることを目的とする。

### （適用範囲）

- 第2条 この基準は、消防本部の区域内の開発行為に適用するものとする。
- 2 開発行為の適用範囲は、都市計画法に定めるもののほか久御山町開発指導要綱（平成6年久御山町告示第27号）及び久御山町開発指導要綱施行要領に基づくものとする。
  - 3 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定を要する開発行為については、最終土地利用計画図の面積を適用するものとする。
  - 4 継続開発と判断した場合、区画された面積を一の面積として適用するものとする。

### （申請）

第3条 開発行為を行う者（以下「事業者」という。）は、開発行為に係る消防承認申請書（様式第1号）を消防長に2部提出し、消防水利等の承認を受けけるものとする。

- 2 前項の申請後に内容等に変更が生じた場合、事業者は開発行為に係る消防承認申請取下願（様式第2号）または開発行為に係る消防承認申請書の内容変更願（様式第3号）を消防長に2部提出しなければならない。

### （協議事項）

第4条 事業者は、次に掲げる事項を協議しなければならない。

- (1) 消防水利に関する事項
- (2) 消防活動上必要な事項
- (3) その他必要な事項

(合意)

第5条 消防長は、第3条第1項により事業者から申請を受けた場合、久御山町消防開発指導基準に適合し、合意に達した時は、開発行為に係る消防承認書（様式第4号）を交付しなければならない。

- 2 消防長は、第3条第2項により事業者から開発行為に係る消防承認申請書の内容変更願が提出された場合、久御山町消防開発指導基準に適合し、合意に達した時は、開発行為に係る消防承認書の内容変更承諾書（様式第5号）を交付しなければならない。

## 第2章 消防水利

(消防水利)

第6条 消防水利とは次に定めるものをいう。ただしこの基準に定める消防水利は、消火栓及び防火水槽を原則とする。

- (1) 消火栓

消火栓とは、「消防水利の基準」（昭和39年消防庁告示第7号。以下「水利基準」という。）に適合する消火栓をいう。

- (2) 防火水槽

防火水槽の規格は、国が行う補助の対象となる消防施設の基準額（昭和29年総理府告示第487号）第2条の規定によるもののほか、消防防災施設整備費交付金要綱（平成14年4月1日消防消第69号）第4条第3項の規定によるもの及び、日本消防設備安全センターの示す耐震性防火水槽設計の手引き及び管理マニュアルに準ずるものとする。

- (3) その他の水利

水利基準第3条第1項に適合する給水能力を有するもので、消防長が認めるもの。

- 2 前項各号に定める消防水利は、水利基準に適合する水利で、常時取水可能で、かつ、消防車両が容易に接近できる進入路及び空地等を設けるものとする。

- 3 次に定める消防水利は有効な消防水利に含まないものとする。

- (1) 開発区域外にある私設の消防水利
- (2) 架橋のない対岸（河川）にある消防水利
- (3) 主要幹線道路等が遮る位置にある消防水利

- (4) その他特異な地形等に遮られている消防水利
  - (5) 歩行距離で200メートル以上ある消防水利
- (消防水利の設置基準)

第7条 事業者は、次の基準により原則として消防水利を1基以上設置するものとする。ただし、重複する場合は消防水利を1基のみ設置するものとする。

- (1) 開発区域内における建築予定戸数が15戸（共同住宅等については30戸）を超える場合
- (2) 開発区域の面積が2,000平方メートル以上で、既設の有効な消防水利から次の表に掲げる数値以内で、開発区域を全て包含していない場合
- (3) 開発区域の面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満で、既設の有効な消防水利から次の表に掲げる数値以内で、開発部分が接していない場合

用途地域 \ 街区形態	市街地・準市街地	左記以外で、これに準ずる地域
近隣商業地域・商業地域 工業地域・工業専用地域	100メートル	140メートル
その他の地域・無指定地域	120メートル	

注1 市街地又は準市街地とは、消防力の整備指針(平成17年消防庁告示第9号)第2条第1号に規定する市街地又は同条第2号に規定する準市街地をいう。

- (4) 前各号の基準とは別に、開発区域内の建築物が、消防法施行令別表第1、一項から四項まで五項イ、六項、九項イ及び十六項イに掲げる防火対象物で、消防長が必要と認めた場合
- 2 事業者は、前項の消防水利とは別に、次の各号の基準により開発区域内に防火水槽を設置するものとする。
- (1) 開発区域の面積が5,000平方メートル以上となる場合  
防火水槽を1基以上設置すること。
  - (2) 開発区域の面積が15,000平方メートル以上となる場合  
防火水槽を2基以上設置すること。
  - (3) 開発区域の面積が30,000平方メートル以上となる場合  
別途協議とする。
- 3 開発区域内に次の各号のいずれかに該当する建築物を建築する場合は、前各項の基準とは別に防火水槽を1基以上設置するものとする。

- (1) 地階を除く階数が、7以上の建築物を建築するもの。
  - (2) 建築する棟の用途が、消防法施行令別表第1、六項及び十六項イ（同表六項に掲げる用途に供される部分に限る。）に該当する建築物の床面積の合計が3,000平方メートル以上のもの。
  - (3) 建築する棟の床面積の合計が、5,000平方メートル以上となるもの。
- 4 消防長は、前各項により設置する消防水利は、当該開発区域周辺の水利状況を勘案して増減することができる。

（消防水利の標識）

第8条 事業者は、消防水利を設置したときは、その位置が判別できるように、標識（「別図1」、「別図2」）を掲出しなければならない。ただし、第14条に該当する消防水利を設置する場合は標識「別図3」を掲出するものとする。

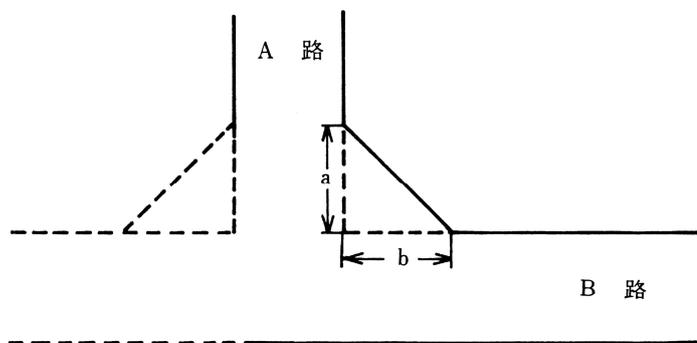
### 第3章 消防活動上必要な事項

（消防活動空地の確保）

第9条 開発区域内に4階以上、もしくは軒高12メートルを超える建築物を建築する場合は、原則として消防はしご車等が容易に進入並びに活動できるように、道路すみ切り及び空地等を確保するものとする。

2 消防はしご車等が道路（建築基準法第42条に定める道路をいう。以下同じ。）から、建築物の非常用進入口前面に、消防はしご車等が停車し、はしごを活用して消防活動を行うための必要な空地（以下「消防活動空地」という。）に至るまでの進入に必要な進入路（以下「進入路」という。）は次の基準によるものとする。

- (1) 進入路の有効幅員は4メートル以上とすること。
- (2) 道路と進入路が交わる角におけるすみ切り及び進入路が屈折する角におけるすみ切りは、原則として次表及び「別図4」によること。



すみ切りの必要寸法 (aメートル×bメートル)

A路幅員 B路幅員	(メートル) 4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	(メートル) 14
(メートル) 4	(a) (b) 10×10	7×9	5×8	4×7	3×6	2×5	1.5×4	1×3	0.5×2	0.5×1	
5	9×7	6×6	4×5	3×4	2×3	1×2	0.5×1				
6	8×5	5×4	3×3	2×2	1×1						
7	7×4	4×3	2×2	1×1							
8	6×3	3×2	1×1								
9	5×2	2×1									
10	4×1.5	1×0.5									
11	3×1										
12	2×0.5										
13	1×0.5										
(メートル) 14											

すみ切りの必要なし

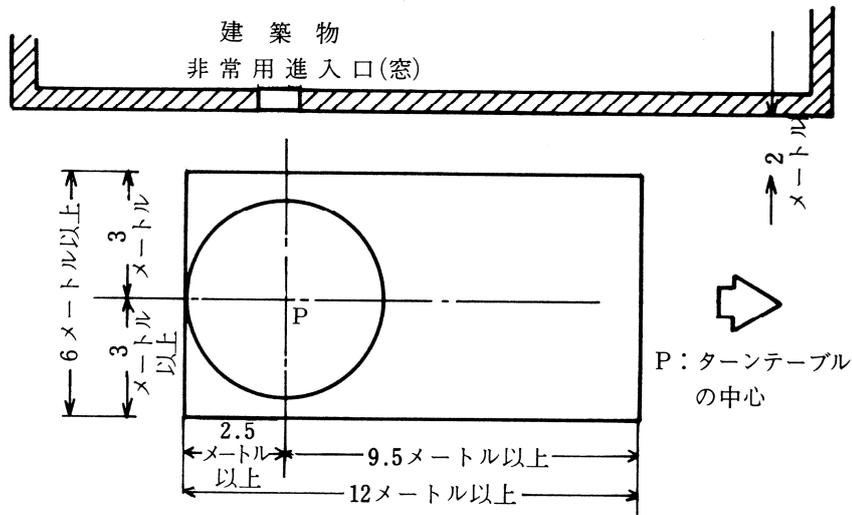
注 道路の交差角度が90°以外の場合は上表の数値を増減すること。

- (3) 進入路の縦断勾配は、原則として10パーセント以下とすること。
- (4) 進入路の地盤及び構造は、消防はしご車等の総重量20トンの荷重に耐えうるとともに走行の支障とならない構造とすること。
- (5) 進入路上の必要空間は、路面から高さ4メートル以上の範囲とする。

3 消防活動空地は次の基準によるものとする。

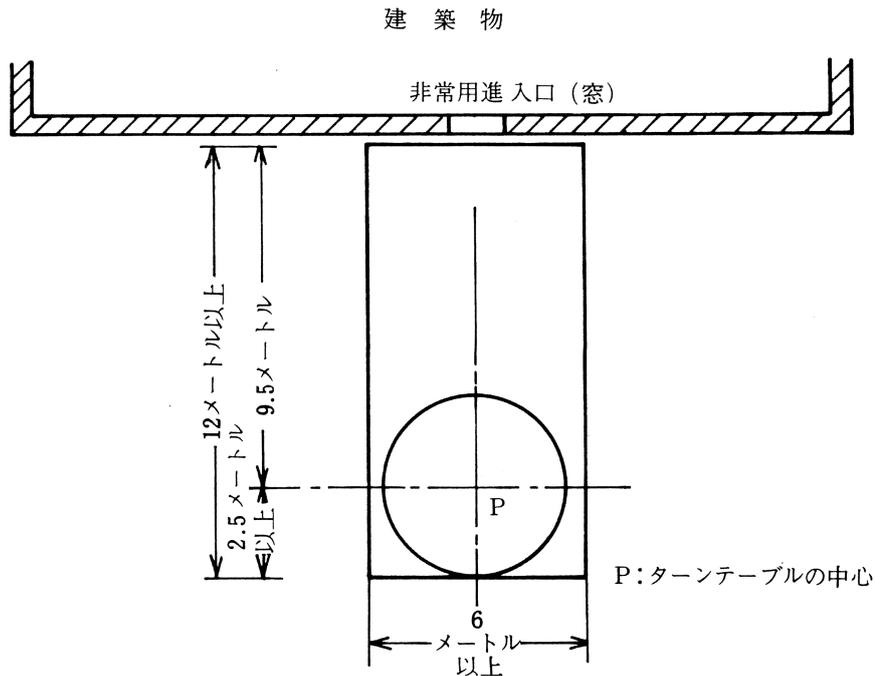
- (1) 消防活動空地の広さは、幅6メートル以上、長さ12メートル以上とすること。
- (2) 消防活動空地の位置は、消防はしご車等のすえ付け方向に応じて原則として次のア、イの例によること。

ア 消防はしご車等を建築物の外壁に平行にすえ付ける場合は、消防活動空地の長辺が非常用進入口（バルコニーを有するものにあつては、当該バルコニーの先端をいう。以下同じ。）の水平投影線から2メートル離れた位置に、その長辺の一边が接するように次図のように設けること。



イ 消防はしご車等を前ア以外の方向にすえ付ける場合は、消防活動空

地の一辺を非常用進入口のある外壁に接して次図のように設けること。



ウ 前ア及びイによって消防活動空地を確保することができない場合は、消防長と協議し設けること。

- (3) 消防活動空地と進入路の接続は、消防はしご車等が容易に進入できるよう第9条第2項第2号を準用すること。
- (4) 消防活動空地の縦横断勾配は5パーセント以下とすること。
- (5) 消防活動空地の地盤及び構造は、消防はしご車等の総重量20トン、最大ジャッキ負担荷重10キログラム／平方センチメートルに耐える強度であるとともに、消防はしご車等の活動に支障とならない堅固な構造とすること。
- (6) 消防活動空地には、その位置が判別できるように路面に「消防活動空地」と焼付塗装「別図5」を施すものとする。

(消防活動空地の代替)

第10条 建築物の配置上、消防活動空地が確保できない場合に消防隊が2階から3階以上の各階へ進入し、有効に消防活動ができる設備を消防長と協議のうえ設置するものとする。ただし、原則として消防法施行令別表第1、一項から四項まで五項イ、六項、九項イ及び十六項イに掲げる防火対象物には、代替措置を適用しないものとする。

(消防活動関係)

第11条 消防法施行令別表第1、六項に掲げる防火対象物の内、イにあっては有床施設、ロにあっては入居施設を有する建築物の消防活動上必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) エレベータを設置する場合、原則として救急隊が使用するストレッチャーの乗り入れに、支障のないかごの奥行きを有するものとし、トランクルーム付エレベータとする場合はEMTR錠とする。
  - (2) 原則として2階以上の各階にバルコニーを設けること。ただし、2階以上の各階に消防隊が容易に進入できる場合はこの限りではない。
- 2 消防法施行令別表第1、五項に掲げる防火対象物の消防活動上必要な事項は、次のとおりとする。
- (1) エレベータを設置する必要がある建築物は、努めて救急隊が使用するストレッチャーの乗り入れに支障のないかごの奥行きを有するものとし、トランクルーム付エレベータとする場合はEMTR錠とする。

#### 第4章 雑則

##### (消防水利及び消防活動空地等の検査)

第12条 事業者は、消防水利及び消防活動空地等を設置する場合は、工事を行う10日前までに設計届出書（様式第6号の1、様式第6号の2、様式第6号の3、様式第6号の4）を消防長に2部提出すること。

2 事業者は、前項の工事について消防長の定める中間検査を受けるものとする。ただし、消火栓、消防活動空地等については中間検査を省くことができるものとする。

3 事業者は、前項の工事が完了したときは、完成届出書（様式第7号の1、様式第7号の2、様式第7号の3、様式第7号の4）を消防長に2部提出し、完成検査を受けるものとする。

##### (基準の特例)

第13条 消防長は、著しく大規模な開発行為または特異な開発行為が行われる場合で、消防活動上特に必要があると認めるときは、事業者はこの基準によることなく別に指示するものとする。

2 消防長は、前項以外の開発行為において、消防活動上特に必要でないと思えた場合は、この基準を適用しないものとする。

##### (指定消防水利)

第14条 事業者は、消防水利を設置した場合は、消防法第21条の消防水利に原則として指定するものとする。

2 前項のとおり消防水利を指定した場合は、当該開発区域内で発生した火災等に使用するほか、隣接する地域で発生した火災等に使用することを承諾するものとする。ただし、原則として消防署の責任において給水を行うものとし、自動補給装置が付加され、メーターに積算されるものにあつては、水道料相当分を久御山町水道事業管理者と協議の上、補償するものと

する。

- 3 前項のとおり消防水利を指定する場合は、消防水利指定承諾書（様式第8号）を消防長に2部提出するものとする。

（維持管理）

第15条 消防水利及び消防活動空地等を管理する者は、常に良好な状態で維持管理されていることを定期的に点検し、当該設置基準に適合しないとみなされる場合は、速やかに修理及び復旧を行うものとする。

- 2 消防水利及び消防活動空地等を変更し、撤去し、または使用不能な状態に置こうとする場合は、消防水利等変更（撤去、使用不能）届（様式第9号）を予め消防長に届け出なければならない。

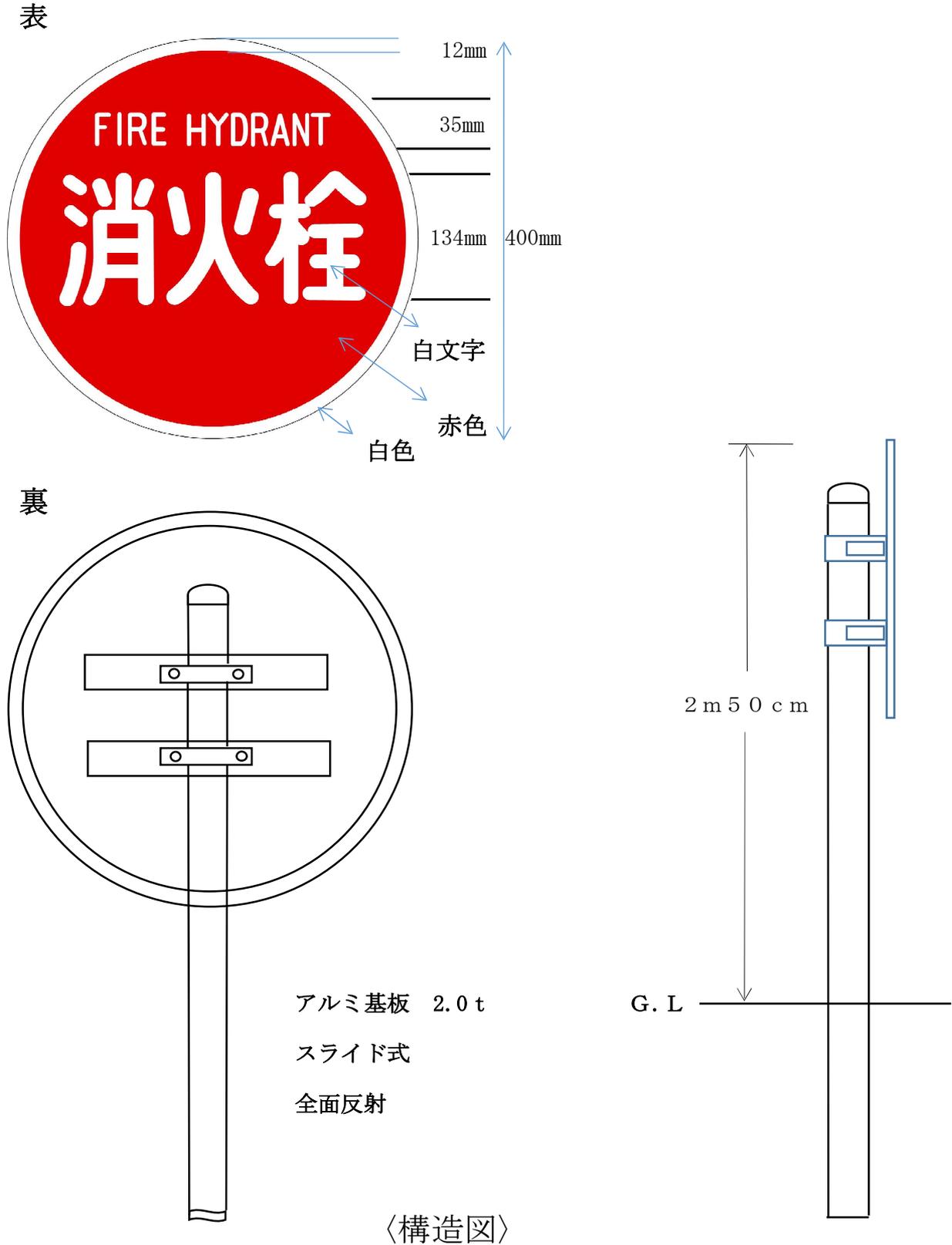
（消防水利等の運用基準）

第16条 消防水利の設置、消防活動空地等に関し必要な事項等は、当該基準によるもののほか、久御山町開発指導基準運用基準によるものとする。

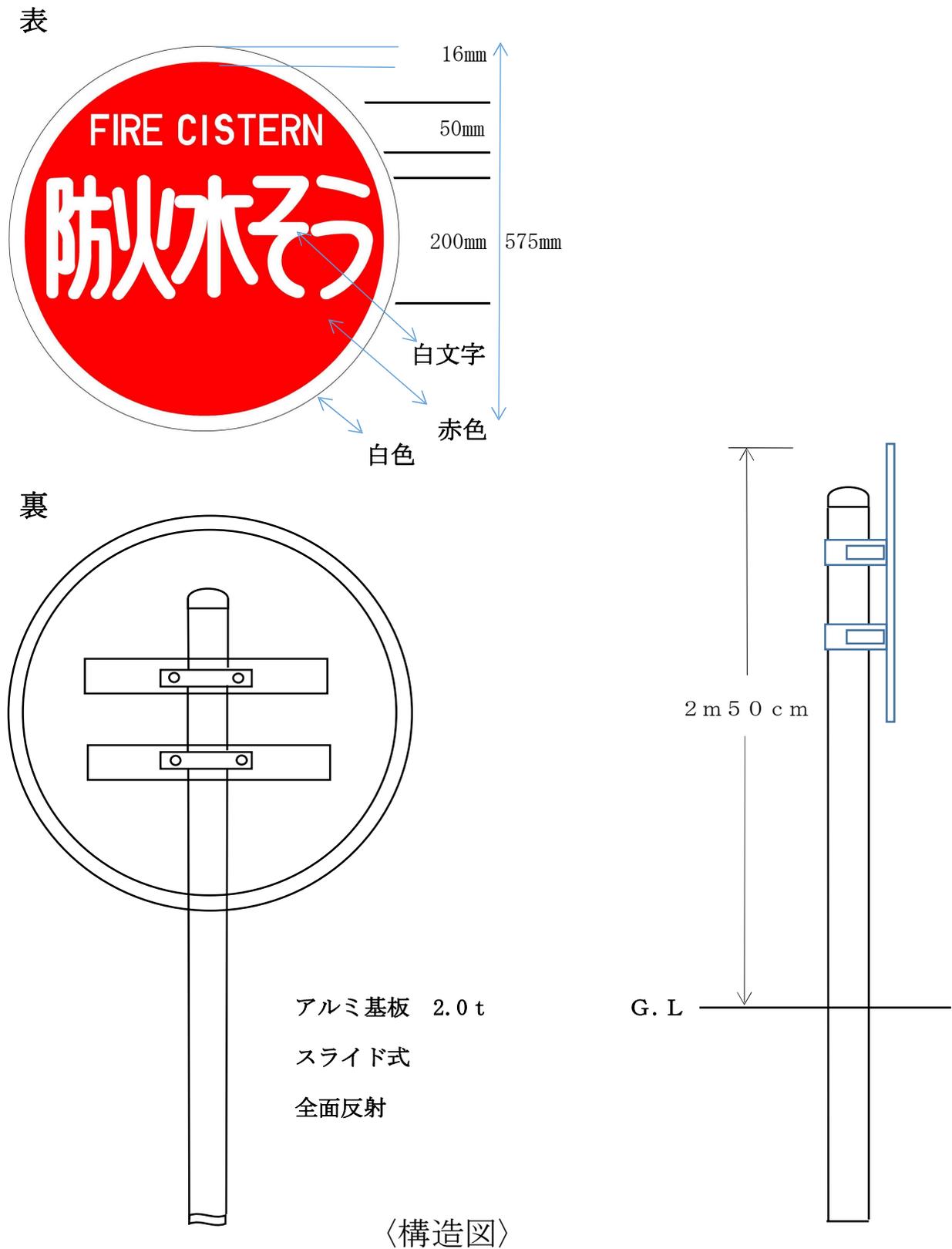
#### 附 則

- 1 この基準は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この基準施行日前に旧基準の規定によって開発事前協議願が提出されたものについては、従前の例による。

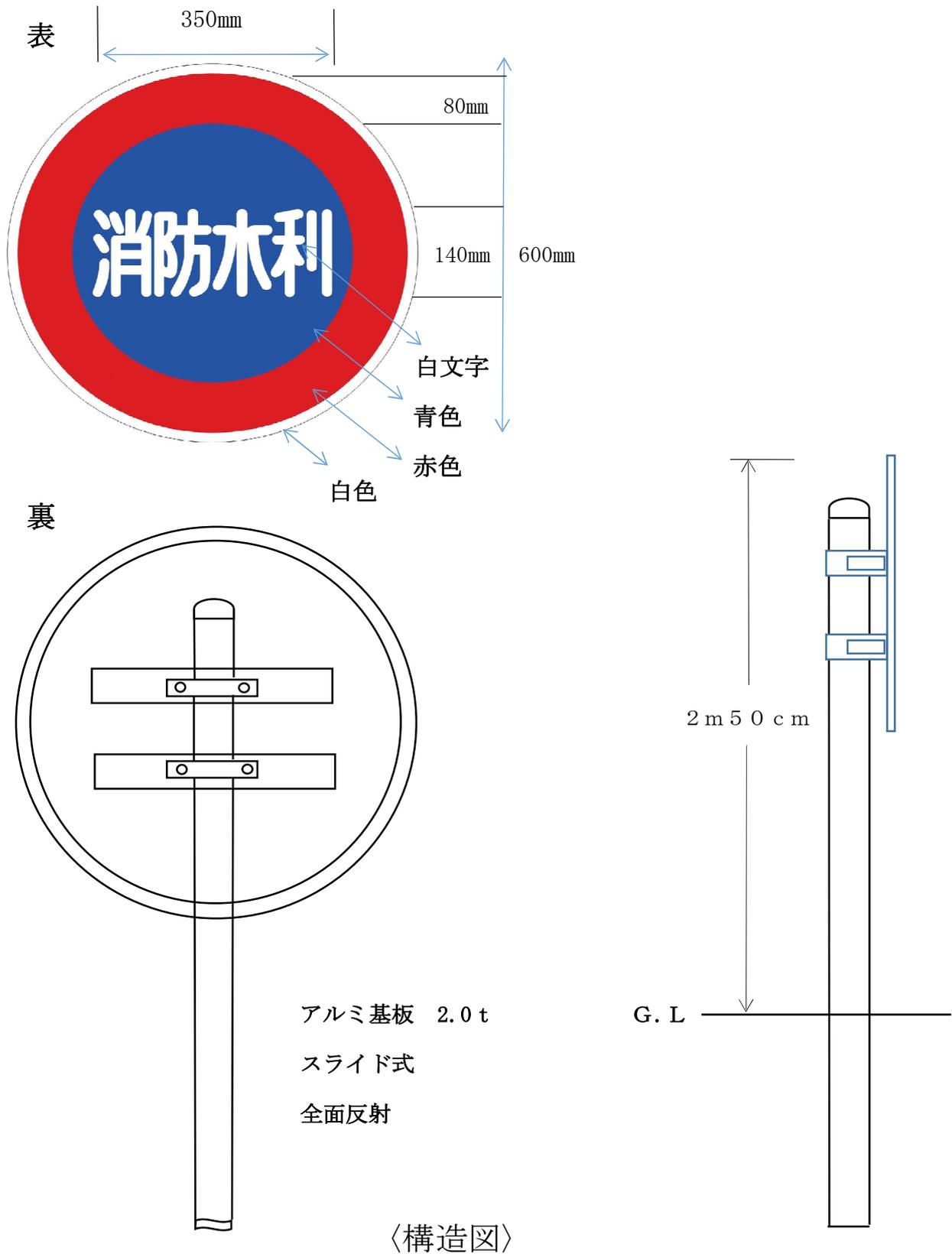
別図1



別図2



別図3



# 別図 4

すみ切り範囲図 (すみ角 90° の場合)

(凡例) M-M'-M'' 外周線, N-N'-N'' 内周線, C 作図(回転)中心

表の読みとり例示

(1) A路の幅員を 4 m, B路の幅員を 6 mとした場合の必要なすみ切りは,  $\triangle abc$  で囲まれた部分

$$ab \doteq 8 \text{ m}$$

$$ac \doteq 5 \text{ m}$$

とする。

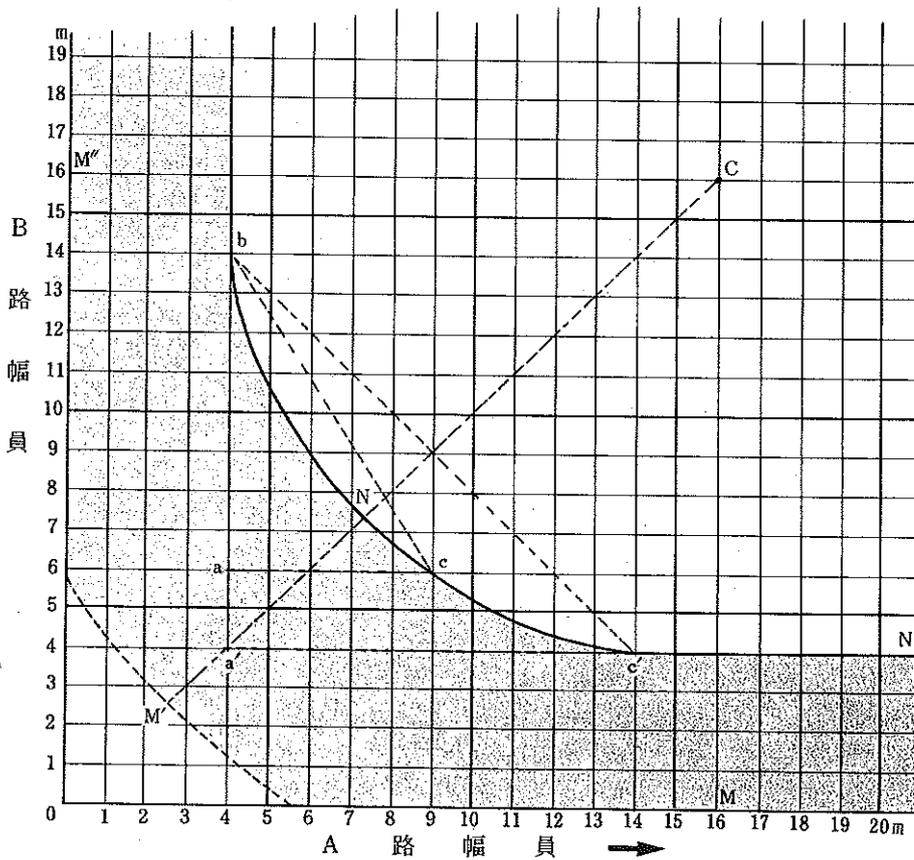
(2) A路の幅員を 4 m, B路の幅員を 4 mとした場合の必要なすみ切りは,  $\triangle a'b'c'$  で囲まれた部分

$$a'b' \doteq 10 \text{ m}$$

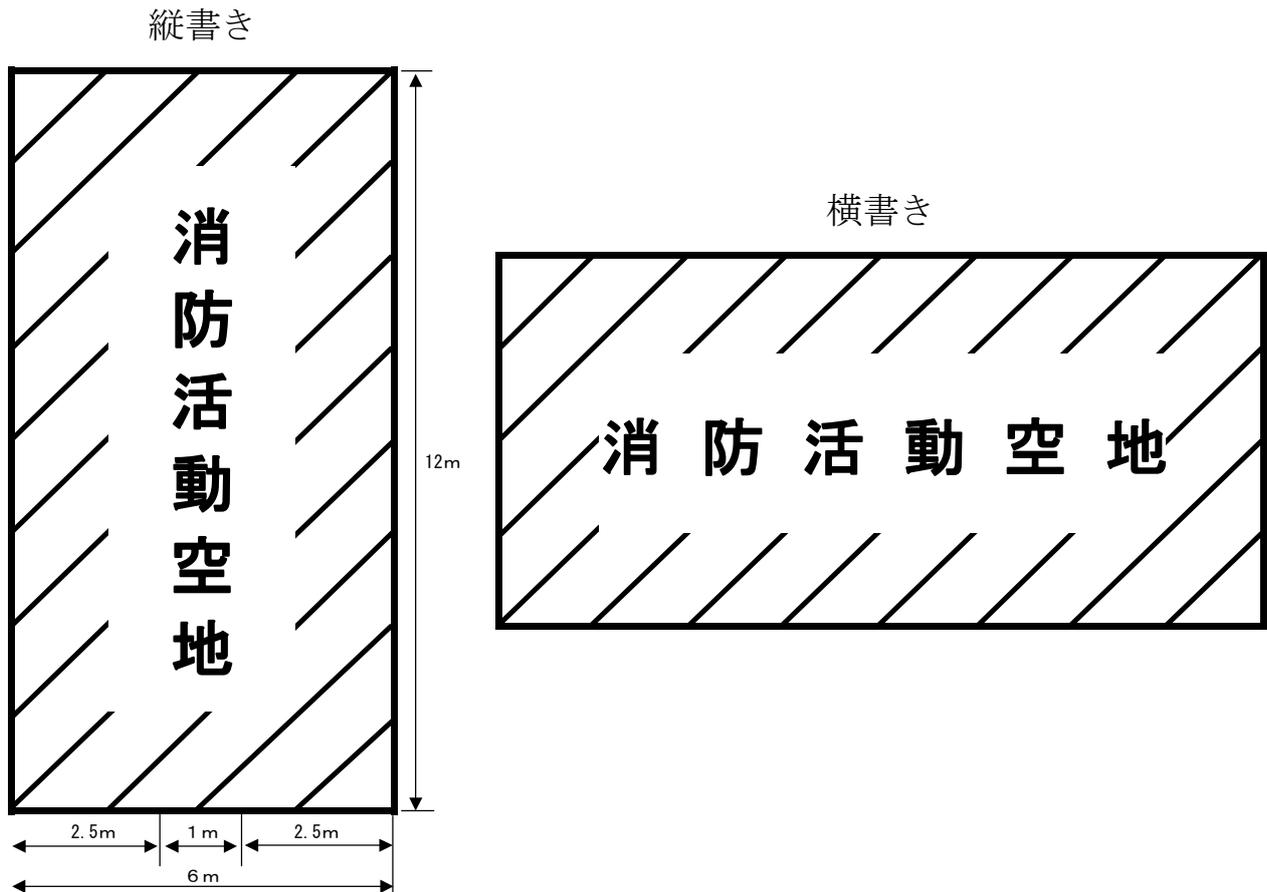
$$a'c' \doteq 10 \text{ m}$$

とする。

$$CN' = 12.2 \text{ m}, CM' = 19.0 \text{ m}, CM, CM'' = 16.0 \text{ m}$$



別図5



- ・ 橙色（焼付）
- ・ 枠取り、文字、斜線の太さは15cm
- ・ 文字の大きさは1 m × 1 m
- ・ 縦書き、横書きどちらでも可能